



こんにちは

村田 けい子 です

みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい。フェイスブックやっています。

移動事務所 090-9144-8534

発行/日本共産党立科町議会議員 村田桂子 立科町塩沢1483 ☎0267(56)2868

2022.9.16
No 368

9月議会
一般質問

高校生支援の充実強化を・奨学金制度作れ！

町外の高校へ通学する高校生に足の確保を

ーバス便増発・土日の確保、通学費補助・バイク購入補助を

高校生を持つ住民複数の人から、「朝夕の送り迎えが大変。何とかならないか」との訴えを良く受けます。

朝2便、夕方3便の中仙道の共同運行バス便だけでは、町外高校へ通う生徒の足を確保することは困難で、保護者などが個人で、あるいは交代で高校に送り迎えをしていることは、重大問題と考え、今回は通学問題だけに絞って質問しました。

1、バス便の確保について

A 蓼科高校一田中駅・東小諸駅・中込駅間を走るスクールバスを、町内からの生徒にも利用できるようなにはならないか。

B、佐久市との共同運航の中仙道線について、平日、夜間、土日運行などバス便を増やすことはできないか。観光客や別荘居住者の利便性にもつながるニーズは大きい。

2、自力で通学する生徒のためのバイクや電動自転車の購入補助制度を作るべきでは。

3、町独自の給付金制度を。

立科中学校卒業の高校進学率は100%、「高校生への支援として給付制の奨学金制度を」求めました。小海町では高校生で月額3万円、大学生5万円の奨学金があり、励ましている。当町でも寄付金などを活用して奨学金制度を作るべきでは。

どの質問に対してもゼロ回答で、前向きな打開策は示されませんでした。蓼科高校の存続のために町が支援することと、町外の高校に通う生徒の利便性を確保することは決して対立する問題とは私は考えませんが、「町外への通学を便利にするとますます蓼科高校への進学率が下がる」と思っているようです。公共交通の利便性確保は重大事です。

2、熱中症対策として

- ①クーラー設置に補助を。せめて非課税世帯などの低所得世帯に補助制度を。
- ②公民館・老人福祉センター・地域集会所などクーラーが設置されている公共施設を、居場所として夏場、提供してはどうか。

この質問に対し、唯一前向きな答えがあったのが②。「環境省でもクーラーの効いた公共施設を避暑地として活用するクールシェアを推奨しており、検討したい」との答えがありました。財源は自由に使える基金が20億円あることを指摘し、活用すべきと迫りました。

【財源はあります】 財政調整基金 12億2856万円
ふるさと活性化基金 7億6594万円
*町の予算規模50億円の40%もあります。



赤いらんたん
ホウズキ色づく

今週のパチリ！

ぶどう棚の下にホオズキがたくさん色づきました。緑の茂みの中の朱色は、実に鮮やかで、灯がともったよう。パワーにあふれています。

以前にかわいがっていた茶寅猫の「チャーちゃん」も、このホオズキのすぐ横に眠っています。命の結晶のようです。さっそく玄関に飾りました。玄関には、ススキの穂とホオズキ、コスモス、孔雀草が揺れています。

立科町温泉条例の制定について

(総務経済委員会)

本会議で求めた「町長名での県への意見書」が委員会に配布されました。(5月31日付け)

内容は「申請人からの道路占用許可申請について調査したところ公益上支障のないことが認められますので、ご許可くださいますよう意見書を申し添えます。」とあります。

道路占用目的を「温泉供給に伴う温泉引湯配管敷設のため」と明記されています。

この意見書が付されたことで、県道への引湯パイプの布設工事が可能となりました。

工事は7月8日から始まっており、「温泉供給を可能とする温泉条例が成立する」前から始まっていることとなります。「町は県道への布設工事についての問い合わせで、町には直接関係がないので、支障ないと回答した。問題ないと考える。議会には説明した」と言っていますが、そこが委員会でも問題になりました。

全員協議会で説明したからと言って、議員の理解があったといえるかや条例決定前の工事先行が認められるのか、が問われます。

「国葬反対」の署名をお持ちの方はご連絡下さい。いただきに上がります。9.17に集約予定。

9・19(火)

安保法制廃止!

「国葬」反対!

佐久地域いっせい行動

14-16時

「国葬」であらわになった安保・国政

お話: 信濃毎日新聞論説委員 工藤信一さん
場所: 教育会館

9.17(土)11:30~12:00 立科町行動
ツルヤ前信号でスタンディング
フラカードなどお持ちください。

○委員会の質疑で明らかになったことは...

- ・一分間に70リットルのくみ上げを限度。
令和2年の調査 噴出可能量 60~90ℓ/分
- ・採取者(ホテル)の利用予定50リットル/分
20リットルは分湯可能で希望者がいる。
- ・分湯希望者はホテルから分けてもらう形になる。希望者は利用料をホテルに支払う。
- ・町は500万円/年間を採取者(ホテル)からもらう契約とする。30年契約。

Q、「500万円」算出根拠は?

以前の不動産鑑定評価 9,700万円
今採掘すると 1億1,600万円
500万円×30年間=1億5千万円
なので、譲渡するより使用料をもらった方が良いと判断した。

Q,温泉条例の起案はいつの時点か?

「平成20年に温泉の権利を取得して、町が利活用を検討したが、進まなかった経緯がある。この度、民間事業者から活用の申し出があったので、条例を作ろうと考えた。」とのこと。条例は今議会に上程されており、工事先行となっています。

9.17(土)13:00 youTube

100周年記念講演

[日本共産党100年の歴史と綱領を語る]

お話 志位和夫委員長

村田宅で視聴できます。お気軽においでください。

2022年9.19いっせい行動スローガン

- ・憲法違反の安保法廃止!
立憲主義をとりもどそう!
- ・沖縄南西諸島に戦争を呼ぶ軍事基地建設は直ちに中止を!
- ・「国葬」閣議決定を撤回せよ!
弔意の押し付けNO!
- ・ロシアはウクライナへの侵略を直ちにやめよ!
- ・軍拡より暮らし優先!
平和外交こそ政府の仕事!
- ・憲法を壊すな! 政治を正せ!
緊急事態条項NO!